

平成29年度明蓬館高等学校学校評価について

国から構造改革特別区域計画の認定を受け川崎町が認可した明蓬館高等学校について学校評価を行いましたので公表いたします。

●根拠法令

構造改革特別区域法 12条5項

特区の認定を受けた地方公共団体は学校設置会社の設置する学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。

評価基準

1 = 優れている

2 = 良い

3 = おおむね満足

4 = 一部要改善

5 = 要改善

評価項目	評価における観点	評価結果	評価コメント
学校運営体制	教職員の資質・能力の育成	3	特別支援教育に関しては毎月ケース会議を開き、生徒への対応について意見交換し、資質を高めている。
	生徒指導の状況	3	地域の人達からあいさつがよい等のお褒めの言葉をいただく等、生徒の規範意識が地域に根付いてきている。
	地域との連携	2	10月には地元の敬老会への参加、年末には地域の2つの神社へ出向いて大掃除を行う等、地域活動を積極的におこなっている。
施設・設備の状況	教室等の設置状況	3	教室の機能・環境に問題はなく、各県にまたがる生徒達にとっては施設内でおこなったレクリエーションによって貴重な体験と共に交流を深めることができた。

学習指導の状況	授業の状況	3	学習指導要領に則って、科目の狙いや目標などを洗い出し、シラバスの改訂に取り組み、質の高いネット授業を構築することができてきている。
	適切な面接指導の実施	3	年間5回の集中スクーリングと本校での個別スクーリングを適切におこなった。
	問題を抱える生徒への対応	2	家庭の事情により衣食住がきちんとしていない生徒もいる中で、関係機関と連携を取り合いながら、支援をおこなっている。
学校設置会社の経営状況	学校経営の安定性	5	様々な機関との連携により入学チャンネルが増え、継続的発展が見込めるようになってきているが引き続きの経営努力が求められる。
	学校設置による経済的効果	3	本校所在地へのスクーリング来訪生徒の増加に伴い、宿泊・移動に伴う費用・食費などが増えてきており経済効果は順調に上昇している。
	学校設置による社会的効果	2	専門性の高い特別支援教育を行うSNECだけで在籍生徒数は160名を超え、卒業後、一般就労や上級学校へ進学する生徒が多く出ている。